

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事
工事地名	目吹出張所管内、守谷出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 4月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 5月
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026040001	1 4) 単価適用年月	2026年 5月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 5月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	260日間 自 令和 8年 7月15日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	取手地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川上流本川	2 2) 処 分 費 等	2,954,925
		2 3) 公 告 日	令和 8年 4月14日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川改修費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 一般改修（一般）
---------------------	----------------	-----------------	---------------------

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸			式	1		120,748,794			
河川土工			式	1		27,244,882			
掘削工			式	1		29,673			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3以上1 0,000m3未満	m3	90	329.7	29,673				単-1号
盛土工		式	1		5,754,003				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	750	6,704	5,028,000				単-2号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	810	896.3	726,003				単-3号
盛土工(ICT)		式	1		18,974,210				
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	6,400	263.1	1,683,840				単-4号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	式	1		15,111,130				内-1号
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未 満	式	1		2,179,240				内-2号
法面整形工(ICT)		式	1		2,486,996				

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)		粘土質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	270	903.6	243,972			単-5号
法面整形(盛土部)(ICT)		法面締固め無し	m2	3,920	572.2	2,243,024			単-6号
法覆護岸工			式	1		24,956,524			
作業土工			式	1		490,832			
床掘り		土砂	式	1		82,432			内-3号
埋戻し		土砂	式	1		408,400			内-4号
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)			式	1		16,253,292			
コンクリートブロック基礎			m	109	11,240	1,225,160			単-7号
コンクリートブロック積			m2	436	31,470	13,720,920			単-8号
胴込・裏込材(碎石)		再生碎石 RC-40	m3	77	7,946	611,842			単-9号
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種	m3	9	70,370	633,330			単-10号
小口止工			箇所	1	62,040	62,040			単-11号

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
植生工			式	1		8, 212, 400			
張芝	張芝工 500m2以上	m2	4, 190	1, 960	8, 212, 400				単-12号
付帯道路工			式	1		6, 422, 882			
アスファルト舗装工		式	1		2, 253, 236				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2	564	815. 1	459, 716				単-13号
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 150mm	m2	564	1, 283	723, 612				単-14号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3. 0m超	m2	564	1, 897	1, 069, 908				単-15号
側溝工		式	1		2, 486, 106				
プレキャストU型側溝	B300-H300	m	108	12, 210	1, 318, 680				単-16号
自由勾配側溝	B300-H400	m	6	15, 010	90, 060				単-17号
自由勾配側溝	B300-H500	m	8	15, 860	126, 880				単-18号
自由勾配側溝	B300-H600	m	12	17, 670	212, 040				単-19号

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
側溝蓋		枚	241	2,146	517,186			単-20号	
グレーチング蓋	300用 T-14	枚	13	17,020	221,260			単-21号	
縁石工		式	1		1,683,540				
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	235	7,164	1,683,540			単-22号	
光ケーブル配管工		式	1		860,505				
配管工		式	1		860,505				
配管設置(埋設部)	FEP管 φ80 管径 80m m	m	244	2,761	673,684			単-23号	
配線設置(埋設部)		m	244	408.8	99,747			単-24号	
配線撤去(埋設部)		m	213	408.8	87,074			単-25号	
堤防強化維持工		式	1		52,051,090				
工事用道路維持工		式	1		7,447,220				
除草 (ハンドガイド) 目吹管内		m2	262,000	10.99	2,879,380			単-26号	

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
除草（ハンドガイド）守谷管内									単-27号
			m2	48,200	10.99	529,718			
除草（肩掛け）目吹管内									単-28号
			m2	5,000	40.02	200,100			
除草（肩掛け）守谷管内									単-29号
			m2	1,100	40.02	44,022			
工事用道路補修工		再生密粒度As混合物（20）平均厚さ50mm 平均幅員3.0m以上							単-30号
			m2	2,000	1,897	3,794,000			
田中・稲戸井調節池内維持工事									
			式	1		14,836,280			
伐木・伐竹（複合）		伐木（機械施工）							単-31号
			m2	50,000	249.5	12,475,000			
伐木伐竹運搬		枝葉 30.0～36.0km以下							単-32号
			m3	80	3,409	272,720			
伐木伐竹運搬		幹 13.0～15.0km以下							単-33号
			m3	80	1,967	157,360			
伐木伐竹運搬		根 29.0～34.5km以下							単-34号
			m3	80	3,540	283,200			
木根等処分		枝葉							単-35号
			m3	80	4,100	328,000			
木根等処分		幹							単-36号
			m3	80	6,400	512,000			
木根等処分		根							単-37号
			m3	80	10,100	808,000			

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工			式	1		43,440			
溶融式区画線		溶融式手動 実線20cm 厚1.0mm 排水性舗 装無	m	100	434.4	43,440			単-38号
維持工			式	1		29,724,150			
特殊作業員			人	150	27,200	4,080,000			単-39号
普通作業員			人	300	25,400	7,620,000			単-40号
運転手 (特殊)			人	150	30,300	4,545,000			単-41号
運転手 (一般)			人	300	24,800	7,440,000			単-42号
[損料] ハック材山積0.28m3			台/日	150	7,480	1,122,000			単-43号
[損料] ハック材山積0.45m3			台/日	150	10,200	1,530,000			単-44号
[損料] トラック(クレーン)4t 2.9t			台/日	30	11,200	336,000			単-45号
[損料] ダンプトラック(2t)			台/日	150	6,797	1,019,550			単-46号
[損料] ダンプトラック(4t)			台/日	150	10,200	1,530,000			単-47号

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
[燃料] 軽油		L	3,000	152	456,000			単-48号	
[燃料] レギュラーガソリン		L	300	152	45,600			単-49号	
構造物撤去工		式	1		5,068,270				
構造物取壊し工		式	1		2,938,590				
コンクリート構造物取壊し 築堤箇所（稲地区）	無筋構造物 機械施工	m3	21	11,410	239,610			単-50号	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	100	8,775	877,500			単-51号	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	100	17,990	1,799,000			単-52号	
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版 厚 5 c m	m2	100	224.8	22,480			単-53号	
運搬処理工		式	1		2,129,680				
殻運搬	コンクリート殻(無筋) 10.9 ～14.4km以下	m3	121	2,680	324,280			単-54号	
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋) 10.9 ～14.4km以下	m3	100	3,321	332,100			単-55号	
殻運搬	アスファルト殻 22.0～60.0 km以下	m3	5	8,035	40,175			単-56号	

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
木くず運搬		27.0～32.0km以下	m3	50	2,524	126,200			単-57号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	121	4,700	568,700			単-58号
殻処分		コンクリート殻(鉄筋)	m3	100	6,000	600,000			単-59号
殻処分		アスファルト殻	m3	5	1,645	8,225			単-60号
木くず処分			m3	50	2,600	130,000			単-61号
仮設工			式	1		4,144,641			
工事用道路工			式	1		444,641			
敷鉄板		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		444,641			内-5号
交通管理工			式	1		3,700,000			
交通誘導警備員			式	1		3,700,000			内-6号
直接工事費			式	1		120,748,794			
共通仮設費			式	1		18,279,980			

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		9,693,980			
運搬費			式	1		877,572			
仮設材運搬費			式	1		877,572			内-7号
準備費			式	1		522,358			
表土運搬			式	1		522,358			内-8号
事業損失防止施設費			式	1		6,253,050			
家屋調査費			式	1		6,240,000			内-9号
変位観測費			式	1		13,050			内-10号
技術管理費			式	1		1,146,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		1,146,000			内-11号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		895,000			
共通仮設費 (率計上)			式	1		8,586,000			

設計内訳書

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費			式	1		139,028,774			
現場管理費			式	1		31,975,000			
工事原価			式	1		171,003,774			
一般管理費等			式	1		28,416,226			
工事価格			式	1		199,420,000			
消費税相当額			式	1		19,942,000			
工事費計			式	1		219,362,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 9. 5km以下	m 3	8, 630	1, 751	15, 111, 130			
合 計					15, 111, 130			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	8, 600	253. 4	2, 179, 240			
合 計					2, 179, 240			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	320	257. 6	82, 432			
合 計					82, 432			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

埋戻し

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	200	2, 042	408, 400			
合 計					408, 400			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【土取場】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	371. 6	439. 4	163, 281			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 69日 無 有	枚	40	7, 034	281, 360			
合 計					444, 641			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	200	18, 500	3, 700, 000			
合 計					3, 700, 000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	128. 3	5, 340	685, 122			
仮設材等の積込み, 取卸し 費	積込み, 取卸し(片道分)	t	128. 3	1, 500	192, 450			
合 計					877, 572			

一式当たり内訳書

表土運搬

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0. 3km以下	m 3	940	421. 5	396, 210			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	940	134. 2	126, 148			
合 計					522, 358			

一式当たり内訳書

家屋調査費
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
家屋調査費（一式）	6240千円	式	1		6, 240, 000			
合 計					6, 240, 000			

一式当たり内訳書

変位観測費
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路付属物設置工(境界鉋設置)	10枚未満 手間＋材料費(標準以外) 無 無	枚	6	2, 175	13, 050			
合 計					13, 050			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548, 000			
合 計					1, 146, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5, 000m3以上10, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	329. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5, 000m3以上10, 000m3未満	m 3	1	329. 7	329. 7		
計						329. 7		
単価						329. 7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	2. 5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 704
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m未満	m 3	1	6, 704	6, 704		
計						6, 704		
単価						6, 704	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	896. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	896. 3	896. 3		
計						896. 3		
単価						896. 3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	263. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3未満 無し	m 3	1	263. 1	263. 1		
計						263. 1		
単価						263. 1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(切土部) (ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	903. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	903. 6	903. 6		
計						903. 6		
単価						903. 6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	572. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	572. 2	572. 2		
計						572. 2		
単価						572. 2	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	コンクリートブロック基礎		単位	m	数量	10	単価	11, 240	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1. 3	86, 430	112, 359			
計						112, 359			
単価						11, 240	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	コンクリートブロック積		単位	m2	数量	1	単価	31, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込＋裏込) 0. 37m3/m2 生コンクリート各種	m 2	1	31, 470	31, 470		
計						31, 470		
単価						31, 470	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	7, 946
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
胴込・裏込材(砕石)		間知・平・連節・緑化ブロック 再生砕石 RC-40	m 3	1	7, 946	7, 946		
計						7, 946		
単価						7, 946	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	現場打天端コンクリート	生コンクリート各種	単位	m3	数量	1	単価	70, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	70, 370	70, 370		
計						70, 370		
単価						70, 370	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	小口止工		単位	箇所	数量	1	単価	62, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打小口止コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	0. 8	77, 370	61, 896		
基面整正			m 2	0. 28	508	142. 24		
計						62, 038. 24		
単価						62, 040	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1, 960	1, 960		
計						1, 960		
単価						1, 960	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	815. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	815. 1	815. 1		
計						815. 1		
単価						815. 1	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 283
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		粒度調整碎石 M-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	1, 283	1, 283		
計						1, 283		
単価						1, 283	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一15号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価 1, 897
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)		3. 0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 897	1, 897	
計						1, 897	
単価						1, 897	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単一16号	プレキャストU型側溝	B300-H300	単位	m	数量	1	単価 12, 210
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 JIS A 5372 300A 300×300×2000 無し 無し 有り	m	1	11, 920	11, 920	
基面整正			m 2	0. 56	508	284. 48	
計						12, 204. 48	
単価						12, 210	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	自由勾配側溝	B300-H400	単位	m	数量	1	単価	15, 010
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 3m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0. 5m3/10m	m	1	14, 750	14, 750		
基面整正			m 2	0. 51	508	259. 08		
計						15, 009. 08		
単価						15, 010	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	自由勾配側溝	B300-H500	単位	m	数量	1	単価	15, 860
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 3m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0. 5m3/10m	m	1	15, 600	15, 600		
基面整正			m 2	0. 51	508	259. 08		
計						15, 859. 08		
単価						15, 860	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	自由勾配側溝	B300-H600	単位	m	数量	1	単価	17, 670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 3m3/10m 有り 再生クランチャレン 40～0 0. 5m3/10m	m	1	17, 400	17, 400		
基面整正			m 2	0. 53	508	269. 24		
計						17, 669. 24		
単価						17, 670	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	側溝蓋		単位	枚	数量	1	単価	2, 146
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	2, 146	2, 146		
計						2, 146		
単価						2, 146	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	グレーチング蓋	300用 T-14	単位	枚	数量	1	単価	17, 020
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	17, 020	17, 020		
計						17, 020		
単価						17, 020	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	A種(120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	7, 164
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地先境界ブロック		設置 A種(120×120×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	7, 052	7, 052		
基面整正			m 2	0. 22	508	111. 76		
計						7, 163. 76		
単価						7, 164	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	配管設置(埋設部)	FEP管 φ 80 管径 80mm	単位	m	数量	1	単価	2, 761
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管設置 (埋設部)		4条 FEP管80mm 全ての費用	m	1	2, 761	2, 761		
計						2, 761		
単価						2, 761	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	配線設置(埋設部)		単位	m	数量	1	単価	408. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
光ケーブル配線		地中管内配線 18mm以下 新設	m	1	408. 8	408. 8		
計						408. 8		
単価						408. 8	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	配線撤去(埋設部)			単位	m	数量	1	単価	408. 8
名称			規格		単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル配線			地中管内配線 18mm以下 撤去(再使用)		m	1	408. 8	408. 8	
計								408. 8	
単価								408. 8	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単-26号	除草（ハンドガイド）目吹管内		単位	m2	数量	1	単価	10. 99
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	10. 99	10. 99		
計						10. 99		
単価						10. 99	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	除草（ハンドガイド）守谷管内		単位	m2	数量	1	単価	10. 99	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
除草		ハンドガイド式(刈幅150cm)	m 2	1	10. 99	10. 99			
計						10. 99			
単価						10. 99	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	除草（肩掛け）目吹管内		単位	m2	数量	1	単価	40. 02
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	40. 02	40. 02		
計						40. 02		
単価						40. 02	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一29号	除草（肩掛け）守谷管内		単位	m2	数量	1	単価	40. 02
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	40. 02	40. 02		
計						40. 02		
単価						40. 02	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一30号	工事用道路補修工	再生密粒度As混合物（20）平均厚さ50mm 平均幅員3. 0m以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 897
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層（車道・路肩部）		3. 0m超 50mm 再生密粒度アスコン（20） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 897	1, 897		
計						1, 897		
単価						1, 897	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一31号	伐木・伐竹（複合）	伐木（機械施工）	単位	m2	数量	1	単価	249. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
伐木・伐竹（複合）		伐木(機械施工) 有り 機械施工	m 2	1	249. 5	249. 5		
計						249. 5		
単価						249. 5	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一32号	伐木伐竹運搬	枝葉 30. 0～36. 0km以下	単位	m3	数量	1	単価	3, 409
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 無し 有り 36. 0km以下	m 3	1	3, 409	3, 409		
計						3, 409		
単価						3, 409	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－33号	伐木伐竹運搬	幹 13. 0～15. 0km以下	単位	m3	数量	1	単価	1, 967
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 無し 有り 15. 0km以下	m 3	1	1, 967	1, 967		
計						1, 967		
単価						1, 967	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－34号	伐木伐竹運搬	根 29. 0～34. 5km以下	単位	m3	数量	1	単価	3, 540
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 有り 有り 34. 5km以下	m 3	1	3, 540	3, 540		
計						3, 540		
単価						3, 540	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一35号	木根等処分	枝葉	単位	m3	数量	1	単価	4, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		枝葉	m 3	1	4, 100	4, 100		
計						4, 100		
単価						4, 100	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一36号	木根等処分	幹	単位	m3	数量	1	単価	6, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		幹	m 3	1	6, 400	6, 400		
計						6, 400		
単価						6, 400	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－37号	木根等処分	根	単位	m3	数量	1	単価	10, 100	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		根	m 3	1	10, 100	10, 100			
計						10, 100			
単価						10, 100	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－38号	溶融式区画線	溶融式手動 実線20cm 厚1.0mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	434. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 20cm 無し 1.0mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	434. 4	434. 4		
計						434. 4		
単価						434. 4	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－39号	特殊作業員		単位	人	数量	1	単価	27, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	27, 200	27, 200		
計						27, 200		
単価						27, 200	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－40号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	25, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	25, 400	25, 400		
計						25, 400		
単価						25, 400	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一41号	運転手（特殊）		単位	人	数量	1	単価	30, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 300	30, 300		
計						30, 300		
単価						30, 300	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一42号	運転手（一般）		単位	人	数量	1	単価	24, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	24, 800	24, 800		
計						24, 800		
単価						24, 800	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一43号	[損料] バックホウ山積0. 28m3		単位	台/日	数量	1	単価	7, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（第2次）バケット容量0. 2 8 m 3	供用日	1	7, 480	7, 480		
計						7, 480		
単価						7, 480	円／台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一44号	[損料] バックホウ山積0. 45m3		単位	台/日	数量	1	単価	10, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（第2次）バケット容量0. 4 5 m 3	供用日	1	10, 200	10, 200		
計						10, 200		
単価						10, 200	円／台/日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一45号	[損料] トラック(クレーン)4t 2.9t		単位	台/日	数量	1	単価	11, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	トラック [クレーン装置付]	通称4～4. 5 t 積級 吊能力2. 9 t	供用日	1	11, 200	11, 200		
	計					11, 200		
	単価					11, 200	円/台/日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-46号	[損料] ダンプトラック(2t)		単位	台/日	数量	1	単価	6, 797
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	通称 2 t 積級						
			供用日	1	6, 490	6, 490		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)						
			供用日	1	307	307		
	【タイヤ損耗費：普通】							
	計					6, 797		
	単価					6, 797	円／台/日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-47号	[損料] ダンプトラック(4t)		単位	台/日	数量	1	単価	10, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	通称 4 t 積級						
			供用日	1	9, 760	9, 760		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)						
			供用日	1	433	433		
	【タイヤ損耗費：普通】							
	計					10, 193		
	単価					10, 200	円／台/日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一48号	[燃料] 軽油		単位	L	数量	1	単価	152
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	1	152	152		
計						152		
単価						152	円/L	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一49号	[燃料] レギュラーガソリン		単位	L	数量	1	単価	152
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	1	152	152		
計						152		
単価						152	円/L	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一50号	コンクリート構造物取壊し 築堤箇所（稲地区）	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11, 410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 410	11, 410		
計						11, 410		
単価						11, 410	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一51号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	8, 775
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m 3	1	8, 775	8, 775		
計						8, 775		
単価						8, 775	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－52号	コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	17, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m 3	1	17, 990	17, 990		
計						17, 990		
単価						17, 990	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－53号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	224. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	224. 8	224. 8		
計						224. 8		
単価						224. 8	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－54号	殻運搬	コンクリート殻(無筋) 10.9～14.4km以下	単位	m3	数量	1	単価	2,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	m 3	1	2,680	2,680		
計						2,680		
単価						2,680	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－55号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋) 10.9～14.4km以下	単位	m3	数量	1	単価	3,321
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	m 3	1	3,321	3,321		
計						3,321		
単価						3,321	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一56号	殻運搬	アスファルト殻 22.0～60.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	8,035
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 無し 60.0km以下 全ての費用	m 3	1	8,035	8,035		
計						8,035		
単価						8,035	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一57号	木くず運搬	27.0～32.0km以下	単位	m3	数量	1	単価	2,524
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (機械処理)		運搬のみ 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 有り 32.0km以下 持込	m 3	1	2,524	2,524		
計						2,524		
単価						2,524	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－58号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	4, 700	4, 700		
計						4, 700		
単価						4, 700	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－59号	殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	6, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	6, 000	6, 000		
計						6, 000		
単価						6, 000	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一60号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	1, 645
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	1, 645	1, 645		
計						1, 645		
単価						1, 645	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一61号	木くず処分		単位	m3	数量	1	単価	2, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(m 3)	m 3	1	2, 600	2, 600		
計						2, 600		
単価						2, 600	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.37m3/m2 生コンクリート各種	単位	m 2	数量	100	単価	31,470
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	15,430	1,543,000		
	コンクリート積ブロック	J I S 滑面 1 5 0 k g / 個未満	m 2	100	6,500	650,000		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	41.44	23,000	953,120		
	諸雑費（まるめ）		式	1		880		
	計					3,147,000		
	単価					31,470	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価	1, 960
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 960	1, 960		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					1, 960		
	単価					1, 960	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 JIS A 5372 300A 300×300×2000 無し 無し 有り	単位	m	数量	10	単価	11, 920
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4, 455	44, 550		
	道路用鉄筋コンクリート側溝	1 種 3 0 0 A 3 0 0 × 3 0 0 × 2 0 0 0	個	5	14, 700	73, 500		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0. 6	1, 850	1, 110		
	諸雑費（まるめ）		式	1		40		
	計					119, 200		
	単価					11, 920	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.3m3/10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.5m3/10m	単位	m	数量	10	単価	14, 750
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6, 776	67, 760		
	自由勾配側溝	B300-H400	個	5	12, 800	64, 000		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0. 318	23, 000	7, 314		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0. 318	23, 000	7, 314		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0. 6	1, 850	1, 110		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					147, 500		
	単価					14, 750	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.3m3/10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.5m3/10m	単位	m	数量	10	単価	15,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,776	67,760		
	自由勾配側溝	B300-H500	個	5	14,500	72,500		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0.318	23,000	7,314		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0.318	23,000	7,314		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.6	1,850	1,110		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					156,000		
	単価					15,600	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.3m3/10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.5m3/10m	単位	m	数量	10	単価	17,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,776	67,760		
	自由勾配側溝	B300-H600	個	5	18,100	90,500		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0.318	23,000	7,314		
	生コンクリート	18-12-25(20)W/C 指定なし	m 3	0.318	23,000	7,314		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.6	1,850	1,110		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					174,000		
	単価					17,400	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	2, 146
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	416	41, 600		
	側溝蓋	1種蓋300	枚	100	1, 730	173, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					214, 600		
	単価					2, 146	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	17, 020
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	416	41, 600		
	グレーチング蓋		枚	100	16, 600	1, 660, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		400		
	計					1, 702, 000		
	単価					17, 020	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	光ケーブル配線	地中管内配線 18mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	408. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1. 4	29, 200	40, 880		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						40, 880		
単価						408. 8	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	光ケーブル配線	地中管内配線 18mm以下 撤去(再使用)	単位	m	数量	100	単価	408. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1. 4	29, 200	40, 880		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						40, 880		
単価						408. 8	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 20cm 無し 1.0mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	434. 4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線20cm 制約無	m	1, 000	275	275, 000		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	520	235	122, 200		
	ガラスビーズ	0. 106～0. 850mm	k g	33	180	5, 940		
	接着用プライマー	区画線用	k g	33	485	16, 005		
	軽油		L	51	152	7, 752		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 503		
	計					434, 400		
	単価					434. 4	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 410
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 407. 5	11, 407		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						11, 410		
単価						11, 410	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価	8, 775
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	8, 775	8, 775		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8, 775		
単価						8, 775	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価	17, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	17, 985	17, 985		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						17, 990		
単価						17, 990	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	4, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻（無筋）	m 3	100	4, 700	470, 000		
計						470, 000		
単価						4, 700	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	6, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻（鉄筋）	m ³	100	6, 000	600, 000		
計						600, 000		
単価						6, 000	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	1, 645
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト殻	m ³	100	1, 645	164, 500		
計						164, 500		
単価						1, 645	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	439. 4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 200	9, 499		
	とび工		人	0. 295	30, 900	9, 115		
	普通作業員		人	0. 295	25, 400	7, 493		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	58, 990	17, 402		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		431		
	計					43, 940		
	単価					439. 4	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 69日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	7,034
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	5,934	5,934		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					7,034		
	単価					7,034	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18, 500	18, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 500		
単価						18, 500	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5, 340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 50kmまで	t	1	5, 340	5, 340		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 340		
単価						5, 340	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積み込み，取卸し費	積み込み，取卸し（片道分）	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積み込み，取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	家屋調査費（一式）	6240千円	単位	式	数量	1	単価	6, 240, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
物件補償費			式	1		6, 240, 000		
計						6, 240, 000		
単価						6, 240, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路付属物設置工(境界鉋設置)	10枚未満 手間＋材料費(標準以外) 無 無	単位	枚	数量	1	単価	2, 175
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	境界鉋設置工	金属製 設置手間	枚	1	1, 495	1, 495		
	境界鉋	真鍮製基準点鉋 BS80 φ30×高8cm	本	1	680	680		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2, 175		
	単価					2, 175	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	58, 990
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30, 300	30, 300		
	軽油		L	119	152	18, 088		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					58, 990		
	単価					58, 990	円／日	

R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	120, 748, 794
(2) 共通仮設費 -----	18, 279, 980
(3) 純工事費 -----	139, 028, 774

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	31, 975, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	171, 003, 774
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	28, 416, 226
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	199, 420, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	19, 942, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	219, 362, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	199, 420, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	199, 837, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	181, 670, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	28, 421, 751
-------------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	127, 001, 844	直接工事費	120, 748, 794	準備費	0	事業損失 6, 253, 050
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	2, 954, 925	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		6, 240, 000				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	6, 240, 000	（間接費非対象額）				
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	120, 761, 844	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く 共通仮設費対象額	117, 806, 919		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	7. 11 %		0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）	7. 11 %					
計上額	8, 586, 000		0	0		
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	117,793,869	直接工事費	120,748,794		
非対象額計（－）	2,954,925				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	2,954,925	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	117,793,869	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.76 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.76 %				
計上額	895,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	8,798,980				
運搬費	877,572	準備費	522,358	事業損失防止施設費	6,253,050
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					18,279,980

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	139,028,774	単独（追加工事）直接工事費	120,748,794	単独（追加工事）共通仮設費	18,279,980
非対象額計（一）	6,240,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	6,240,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	132,788,774	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	129,833,849		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	24.08 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	24.08 %		0 %		
計上額	31,975,000		0		0
			7,159,178（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所	工務第一課	工事番号	2026040001	第 0 回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

工事原価	171, 003, 774				
純工事費	139, 028, 774	現場管理費	31, 975, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	6, 240, 000				
管理費区分 9	6, 240, 000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	164, 763, 774	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	161, 808, 849	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	164, 763, 774				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17. 21 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	28, 416, 226				
業務委託料等	0				
調査基準価格	199, 837, 000				
調査基準価格の100/110	181, 670, 000	（ 91. 1 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3以上10,000m3未満	m3		90		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		750		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		810		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土 (ICT)		m3		6,400		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り 土含む)	式		1		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		270		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		3, 920		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)		式		1		
コンクリートブロック基礎		m		109		
コンクリートブロック積		m2		436		
胴込・裏込材 (碎石)	再生碎石 RC-40	m3		77		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場打天端コンクリート	生コンクリート各種	m3		9		
小口止工		箇所		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		4,190		
付帯道路工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2		564		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 150mm	m2		564		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		564		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	B300-H300	m		108		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
自由勾配側溝	B300-H400	m		6		
自由勾配側溝	B300-H500	m		8		
自由勾配側溝	B300-H600	m		12		
側溝蓋		枚		241		
グレーチング蓋	300用 T-14	枚		13		
縁石工		式		1		
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m		235		
光ケーブル配管工		式		1		
配管工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP管 φ 80 管径 80mm	m		244		
配線設置(埋設部)		m		244		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
配線撤去(埋設部)		m		213		
堤防強化維持工		式		1		
工事用道路維持工		式		1		
除草 (ハンドガイド) 目吹管内		m2		262, 000		
除草 (ハンドガイド) 守谷管内		m2		48, 200		
除草 (肩掛け) 目吹管内		m2		5, 000		
除草 (肩掛け) 守谷管内		m2		1, 100		
工事用道路補修工	再生密粒度As混合物 (20) 平均厚さ50mm 平均幅員3. 0m以上	m2		2, 000		
田中・稲戸井調節池内維持工事		式		1		
伐木・伐竹 (複合)	伐木 (機械施工)	m2		50, 000		
伐木伐竹運搬	枝葉 30. 0～36. 0km以下	m3		80		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
伐木伐竹運搬	幹 13.0～15.0km以下	m3		80		
伐木伐竹運搬	根 29.0～34.5km以下	m3		80		
木根等処分	枝葉	m3		80		
木根等処分	幹	m3		80		
木根等処分	根	m3		80		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線20cm 厚1.0mm 排水性舗装無	m		100		
維持工		式		1		
特殊作業員		人		150		
普通作業員		人		300		
運転手 (特殊)		人		150		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運転手 (一般)		人		300		
[損料] バックホウ山積0.28m3		台/日		150		
[損料] バックホウ山積0.45m3		台/日		150		
[損料] トラック(クレーン)4t 2.9t		台/日		30		
[損料] ダンプトラック(2t)		台/日		150		
[損料] ダンプトラック(4t)		台/日		150		
[燃料] 軽油		L		3,000		
[燃料] レギュラーガソリン		L		300		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し 築堤箇所 (稲地区)	無筋構造物 機械施工	m3		21		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		100		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		100		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		100		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋) 10.9～14.4km以下	m3		121		
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋) 10.9～14.4km以下	m3		100		
殻運搬	アスファルト殻 22.0～60.0km以下	m3		5		
木くず運搬	27.0～32.0km以下	m3		50		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		121		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		100		
殻処分	アスファルト殻	m3		5		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
木くず処分		m3		50		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
家屋調査費		式		1		
変位観測費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

R 8 利根川左岸稲築堤他関連整備工事
特記仕様書

令和 8 年 4 月
国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理

技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙【近隣地域一覧】の工事ではない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）へ

の登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 千葉県野田市関宿三軒家地先 緯度 36° 06' 32" 経度 139° 46' 25"
終点 千葉県我孫子市青山地先 緯度 35° 53' 13" 経度 140° 03' 40"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、茨城県取手市稲地先の堤防整備及び茨城県守谷市野木崎地先から茨城県取手市稲地先の稲戸井調節池内、千葉県柏市新利根地先から千葉県我孫子市北新田地先の田中調節池内、千葉県野田市関宿三軒家地先から千葉県我孫子市青山地先における工事用道路の維持管理、災害時等の緊急対応を実施するものである。

第9条 コリンズ（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 5 稲戸井調節池整備等検討業務	4052187338
R 7 利根川上流管内下流部堤防等設計業務	4060686640

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。（別紙様式 0-1～0-10）
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①法覆護岸工
- ②付帯道路工
- ③光ケーブル配管工

第14条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、「土木工事電子書類作成マニュアル（令和8年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和8年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和8年3月）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー

I D数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）

の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高額となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高額となった場合には、相手方

に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物 (20)	表層
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート殻(無筋)	(株)フルヤ建商 坂出工場	茨城県常総市坂出町6839
コンクリート殻(鉄筋)	(株)フルヤ建商 坂出工場	茨城県常総市坂出町6839

アスファルト殻	新栄建材(有)	栃木県下野市花田 6 7 - 7
---------	---------	------------------

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。また、当初は稲地区において処分が発生した場合の運搬・処分費を計上しているが、他地区において処分が発生する場合は監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

(3) 受入時間

(株)フルヤ建商 坂出工場：8時00分～16時30分

新栄建材(有)：8時00分～17時00分

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

4. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第28条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 30 条 ICT 活用工事（土工）について

1. ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事である。

2. 定義

（１）i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

（２）ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT を全面的に活用する工事である。また、次の本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。但し、現場条件により、ICT 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械に

による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検討基準を満たすこと。

- １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし、以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品

質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下1)～2)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等において、監督職員と協議の上、以下3)～4)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分

に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点 ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の標準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合には以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計

等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事（土工）の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

- ２． 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条 ＩＣＴ活用工事（舗装工）の費用について

- １． 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１） ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２） ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：１．２

- ・ 現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする

- ２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条 ＩＣＴ活用工事（法面工）の費用について

- １．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

- ・ ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

- （１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に

実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）地上写真測量を用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３８条 優秀若手技術者表彰制度、ＩＣＴ活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ＩＣＴ活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

第３９条 快適トイレの設置

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な数を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第40条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1 BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
 - 2) 整理すべき課題
 - 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
 - 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
 - 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
- 2 BIM/CIM実施報告書の作成
- BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。
- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
- 3 成果の納品
- 以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）
- 4 その他
- 最新の情報はBIM/CIMポータルサイト
(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第41条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
- なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止。

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、特別な理由により交通誘導員が配置できない場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	備考
維持作業	昼間作業	200人（うち有資格誘導員0人）	代替要員なし

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

7. 工事用道路

工事用道路を使用する場合、工事用道路に設置されているゲート開閉の詳細については監督職員の指示によるものとする。

8. サイクリング道路

サイクリング道路、遊歩道については、通行止めにならないように施工すること。

第42条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる

経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第44条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第45条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-31工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第46条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等について

は、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出し実施するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第47条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事後（事前）調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

1. 工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。なお、打合せ協議・現地踏査・旅費交通費については積算上計上していない。

当初は内部調査辞退を想定していないが、実施状況により設計変更するものとする。調査件数は下記のとおりとし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

区分	建物規模	事前	事後	単位	適用
木造建物A	70m ² 以上130m ² 未満	4	4	棟	調査内容、調査方法、調査書等の作成については、「用地調査等共通仕様書」、「地盤変動影響調査算定要領」及び「用地調査等業務費積算基準」による。
非木造建物(ハ)	200m ² 以上400m ² 未満	2	2	棟	

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告等については次のとおりとする。

① 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート叩き、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

② 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して2部提出するものとする。

2. 変位観測

本工事の施工前に、鉋等を横断方向に設置し、施工中は1回／日の頻度で変位を観測するものとする。

観測方法、記録整理、観測位置等については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、設置した鉋等は、施工後も継続して観測することから存置するものとする。

観測位置：施工範囲内における任意の横断方向1側線（在宅等建物周辺）

観測範囲：官民境界より民地方向へ40m

鉋間隔：境界より20mまで 5mピッチ

境界より20m～40m 10mピッチ

第48条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第49条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第50条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

第51条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第52条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第53条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関

- 係法令等という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
 3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
 4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
 5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第54条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第55条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係 「環境対策の充実」を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 「現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）」を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 「盗難防止対策」を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 「見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）」を実施するものとする。
2. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第56条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等90日間を見込み、契約の翌日から令和9年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	30日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1.79
④余裕期間	20日間

（※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。））

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：11日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2021年～2025年）の国土交通省（八斗島観測所、栗橋観測所）、気象庁（坂東観測所）及び環境省（伊勢崎地点、久喜地点、我孫子地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・ 準備・後片付け
- ・ 工事用道路維持工
- ・ 田中・稲戸井調節池内維持工
- ・ 区画線工
- ・ 維持工
- ・ 構造物撤去工
- ・ その他監督職員が承諾した工種

また設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責に

より行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第57条 出水期中の水防対応

水防対応が発生または想定された場合、本工事の施工により水防団等の堤防天端の通行ができないことから、水防活動に相当する対応を本工事で実施することとする。作業を実施する場合、監督職員から指示するものとするが、現場で水防活動に相当する対応が必要な場合は監督職員へ承諾を得るものとする。水防活動に相当する対応に要する費用については設計変更の対象とする。

第58条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第59条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第59条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート等調査を実施する場合はこれに協力すること。

第60条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋（国土交通省のデータ）、坂東（気象庁のデータ）観測所における1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第61条 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対し

て、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

- 1 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第62条 他工事との調整

1. 本工事の施工においては、目吹出張所管内及び守谷出張所管内の工事と、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 他出張所内の堤防強化工事等の土運搬や外部機関の建設発生土受入業者がある場合、工事用道路の使用についても同様とする。
3. 利根川上流河川事務所発注の他工事についても、工事施工区域が重複する場合もあるため、工事箇所、施工手順、工程等については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第63条 概算・概略数量

本工事は、概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の

引き渡しは令和8年9月中旬とする。

第64条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第65条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第64条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第64条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 新技術導入促進Ⅰ型で提案され、履行された技術については施工者選定型の履行とみなす。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ーV E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第66条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議

を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第67条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第68条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- 1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. V E提案書の提出
 - 1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式ー1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
 - 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
6. V E提案を採用した場合の設計変更
 - 1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 - 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 - 3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
 - 4) V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

第69条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第67条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第70条 CCUS活用推奨モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

ただし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3.～10.は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数

- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。また、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。
- ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。
7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。
- また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
9. CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。
- ①カードリーダー設置費用
- カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
- 原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり

3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第71条 出来高部分払方式

本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第72条 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。
2. 受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「1日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。

第73条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査

要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第74条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂ 排出量（コンクリートの材料のCO₂ 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂ 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂ 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂ 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

② 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第2章 土 工

第75条 建設発生土の利用

1. 本工事の内、盛土工に使用する土は、下記のとおり予定している。

(仮置土)

利根川左岸94.5k付近高水敷

なお、上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 本工事の内、盛土工に使用する土砂は、予定数量であり他工事間との調整及び他機関からの土砂の受入調整の結果、盛土量、土運搬量、運搬距離に変更が生じる場合がある。

なお、数量に変更が生じた場合については契約変更の対象とする。

第76条 盛 土 工

1. 盛土箇所（掘削箇所）において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

剥ぎ取った表土は利根川左岸87.0k付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする。

(運搬距離L=0.3km以下)

なお、上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。
4. 土量の確認方法は、締固め後の体積とする。
5. 盛土の締固めに使用する機械については、土木工事標準基準書のとおり見込んでいる。なお、構造物周辺1m及び狭隘等により上記機種により施工できない箇所については、タンパ等により入念に締固めるものとする。上記により難しい場合は、監督職員を協議するものとする。
6. 路体（築堤）盛土にともない、基礎地盤の沈下を確認された場合は、盛土量について、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることが出来る。

ただし、沈下を確認するための方法、計測位置、計測時期等については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。

第77条 土砂等運搬

土砂等運搬については、河川敷に整備している工事用道路を使用できるものとする。

なお、工事用道路の使用時間については、8:30～17:00までとする。(8:30以前の入場は可)

また、土砂等運搬時に通行する新大利根橋は大型自動車等通行禁止のため通行禁止道路通行許可の申請を行うものとする。

第78条 掘 削 工

掘削土は、盛土工に流用するものとする。

掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第79条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	水セメント比	呼 び 強 度	セメント の種類	摘 要
基礎コンクリート 小口止 天端コンクリート 胴込コンクリート 裏込コンクリート	25mm	—	18.0N/mm ² 以上	高炉B種	

参考スランプ
※注1
12cm

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

※注1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが12cmを超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第80条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、1：3とする。

第4章 材 料

第81条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層	40～60	

第82条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第83条 目 地 板

1. 間知ブロックの伸縮目地材は、樹脂発泡体（1.5倍発泡）とし、厚さは10mmとする。
なお、配置は20mピッチを標準とする。

第84条 区 画 線

塗装厚は、下表のとおりとする。

1. 熔融式（又は常温式）

規格	幅 (cm)	厚 (mm)	摘要
実線	20	1.0	色：白夜間の視認性が優れたもの

第5章 土 木 工 事 共 通

第85条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR8・R9利根川上流管内（下流部）工事監督支援業務関東建設・沖昌設計共同体に委託している。

第86条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 8 7 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 8 8 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 2 によるものとする。

第 8 9 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和8年2月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和8年2月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第90条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第91条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第6章 一般施工

第92条 地下埋設物

工事着手前に工事箇所及びその周辺にある地下埋設物光伝送路及び水道管類等に対して支障を及ぼさないよう、埋設位置の確認を行うものとする。なお、支障が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

第93条 仮設工

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
3. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者の責任において決定し、施工するものとする。
4. 設計図書に指定のない仮設については、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細

部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

5. 工事用道路の砕石区間において、粉塵を抑制する目的として散水を実施する場合には、監督職員と協議をすること。散水に係わる費用については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第94条 廃材処分

工事区域内より廃材が発生する場合は、適正に処分しなくてはならない。

なお、廃プラスチック等の処分に必要な運搬費や処分費用については当初は見込んでいないが、実際に処分が必要になった場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

また、木くずの処分については、以下のとおり見込むものとする。

1. 処分先

廃材等の種類：木くず

会社名：東武環境センター(株) 八潮工場

住所：埼玉県八潮市西袋768-1

受入時間：8:00～17:00

2. 処分にあたっては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象とはしない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。また、当初は稲地区において処分が発生した場合の運搬及び処分費を計上しているが、他地区において処分が発生する場合は監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

第95条 伐木除根及び木根等処分

1. 発生材については、関係法令等を遵守し適切に運搬及び処分するものとし、処分施設までの運搬及び処分費については、以下のとおり見込むものとする。

廃材等の種類	施設の名称	所在地	受入時間
枝葉	東武環境センター(株) 八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1	8:00～17:00
幹	(株)ヤマゲン つくば工場	茨城県つくば市大字片田字浦割東499	8:00～17:00
根	東武環境センター(株) 八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1	8:00～17:00

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場所でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、当初は稲地区において処分が発生した場合の運搬及び処分費を計上しているが、他地区において処分が発生する場合は監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

2. 各処分にあたっては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 搬出に先立ち受け入れ条件等について受け入れ先に確認しなければならない。
4. 各処分量は単位体積重量：0.8 t/m³を換算値として使用している。ただし、現場条件等によりこれによりがたい場合は、現場外搬出する各運搬車両の荷台の体積を本工事の期間に実測し、監督職員と協議の上、実態に合わせて設計変更の対象とする。なお本工事の実態が確認できない場合は当初のとおりとする。
5. 伐木除根及び木根等処分の数量は以下のとおり見込んでいるが、数量に変更が生じる場合は監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

伐木除根 50,000m²

木根等処分（枝・葉） 80m³

木根等処分（幹） 80m³

木根等処分（根） 80m³

6. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第96条 解体家屋基礎撤去

1. 解体家屋基礎の撤去箇所については、監督職員の指示によるものとする。
2. 年度途中に地権者から引渡しを受けた家屋や、現地調査等により撤去可能な箇所が発見された場合は、監督職員と協議のうえ撤去を行うものとする。

第97条 維持工

維持工は、堤防強化事業施工箇所の維持管理の他、用地買収箇所の維持管理および工用道路の補修、清掃等を行うものとし、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

なお、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）、実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するものとする。

また、作業毎に作業終了後、速やかに作業報告書を作成し確認を受けるものとする。

第7章 舗 装

第98条 材 料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、M-40とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

る。

加熱アスファルト混合物の種類	示方アスファルト量	骨材の最大寸法	摘 要
再生密粒度アスファルト混合物	5 ～ 7 %	2 0 mm	表層

第 99 条 プライムコート

プライムコートに使用する材料は P K - 3 とし、使用量は 1 ～ 2 ℓ / m² を標準とする。

第 100 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 8 章 除 草 工

第 101 条 刈り刃高

1. 芝及び雑草の刈取する際の刈り刃高は、10cm 程度に設定して実施する。
2. 上記によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第 102 条 除草工

1. 除草箇所については、用地買収箇所、工事用道路を対象に行うものとする。除草箇所の詳細については監督職員の指示によるものとする。
なお、除草回数は 2 回を標準とする。
2. 除草時期等、詳細については監督職員の指示によるものとする。
3. その他、河川管理上支障となる箇所の除草が必要と判断した場合は、別途監督職員より指示するものとする。
4. 機械式の草刈機を使用する場合は「安全装置」及び「飛び石等飛散防止装置」を装備している機種を使用すること。なお、安全装置とは、操作員が操作レバーから手を離すと中立に戻り、エンジンが停止すること又は、操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、エンジンが停止する装置である。
また、肩掛け式で行う場合に、飛散防止措置が必要な範囲については監督職員と協議するものとする。
5. 除草中、付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。また、苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。
6. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者の責において決定し、施工するものとする。

7. 標識等の構造物周辺の除草は、破損等がないように行うこと。
8. 刈草の集草、運搬、処分については、用地買収箇所のみとする。
9. 上記により難しい場合やその他疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第103条 集草

集草の回数は監督職員の指示によるものとし、刈草は河川管理用施設等に支障を及ぼすことのないよう集草しなければならない。

なお、上記によりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。

第9章 そ の 他

第104条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第105条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第106条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計にて震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第107条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支

障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 108 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

近隣地域一覧(下流ブロック)

(1)茨城県

土浦市	古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市
取手市	牛久市	つくば市	守谷市	坂東市	つくばみらい市
筑西市	稲敷市	阿見町	河内町	八千代町	五霞町
境町	利根町	美浦村			

(2)栃木県

小山市	佐野市	野木町	栃木市		
-----	-----	-----	-----	--	--

(3)群馬県

館林市	板倉町	明和町			
-----	-----	-----	--	--	--

(4)埼玉県

さいたま市	川口市	加須市	春日部市	鴻巣市	上尾市
草加市	越谷市	蕨市	戸田市	桶川市	久喜市
北本市	八潮市	三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市
羽生市	行田市	伊奈町	宮代町	白岡市	杉戸町
松伏町	川島町	吉見町			

(5)千葉県

市川市	船橋市	松戸市	野田市	習志野市	柏市
流山市	八千代市	我孫子市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市
成田市	佐倉市	四街道市	千葉市	浦安市	酒々井町
栄町					

(6)東京都

台東区	墨田区	北区	荒川区	板橋区	足立区
葛飾区	江戸川区	江東区	文京区	豊島区	千代田区

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第62条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。	第56条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第56条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第56条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、 建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第50条
安全対策 関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。	第41条
工事用道 路関係	■ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。	第93条
建設副産 物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処 理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、 距離、時間等の処分条件。	第25条 第94条 第95条

概略工事工程表

工事名：R8利根川左岸稲築堤他関連整備工事

工 種	単位	数 量	令和8年							令和9年			備考
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
余裕期間	式	1											・20日間
準備工	式	1											・40日間
河川土工	m3 m3 m3 m2	90 1,560 6,400 4,190											・掘削工(1pt) ・盛土工(1pt) ・盛土工(ICT)(1pt) ・法面整形工(ICT)(1pt)
法復護岸工	式 式 式	1 1 4,190											・作業土工(1pt) ・コンクリートブロック工(2pt) ・植生工(2pt)
付帯道路工	m2 式 式	564 1 1											・アスファルト舗装工(1pt) ・側溝工(1pt) ・縁石工(2pt)
光ケーブル配管工	式	1											・配管・配線工(1pt)
工事用道路維持工	m2 m2	316,300 2,000											・除草(1pt) ・工事用道路補修(1pt)
田中・稲戸井調節池内維持工	m2	50,000											・伐木・伐竹(1pt)
区画線工	m	100											・溶融式区画線(1pt)
維持工	式	1											
構造物撤去	式 式 式	1 1 1											・コンクリート構造物取壊し(無筋)(1pt) ・コンクリート構造物取壊し(有筋)(1pt) ・鋪装版破砕(1pt)
仮設工	式	1											・工事用道路工(1pt)
後片付け	式	1											・30日間
制約条件	出水期間												・6/1～10/31

203日(稼働日113日+作業不能日90日)

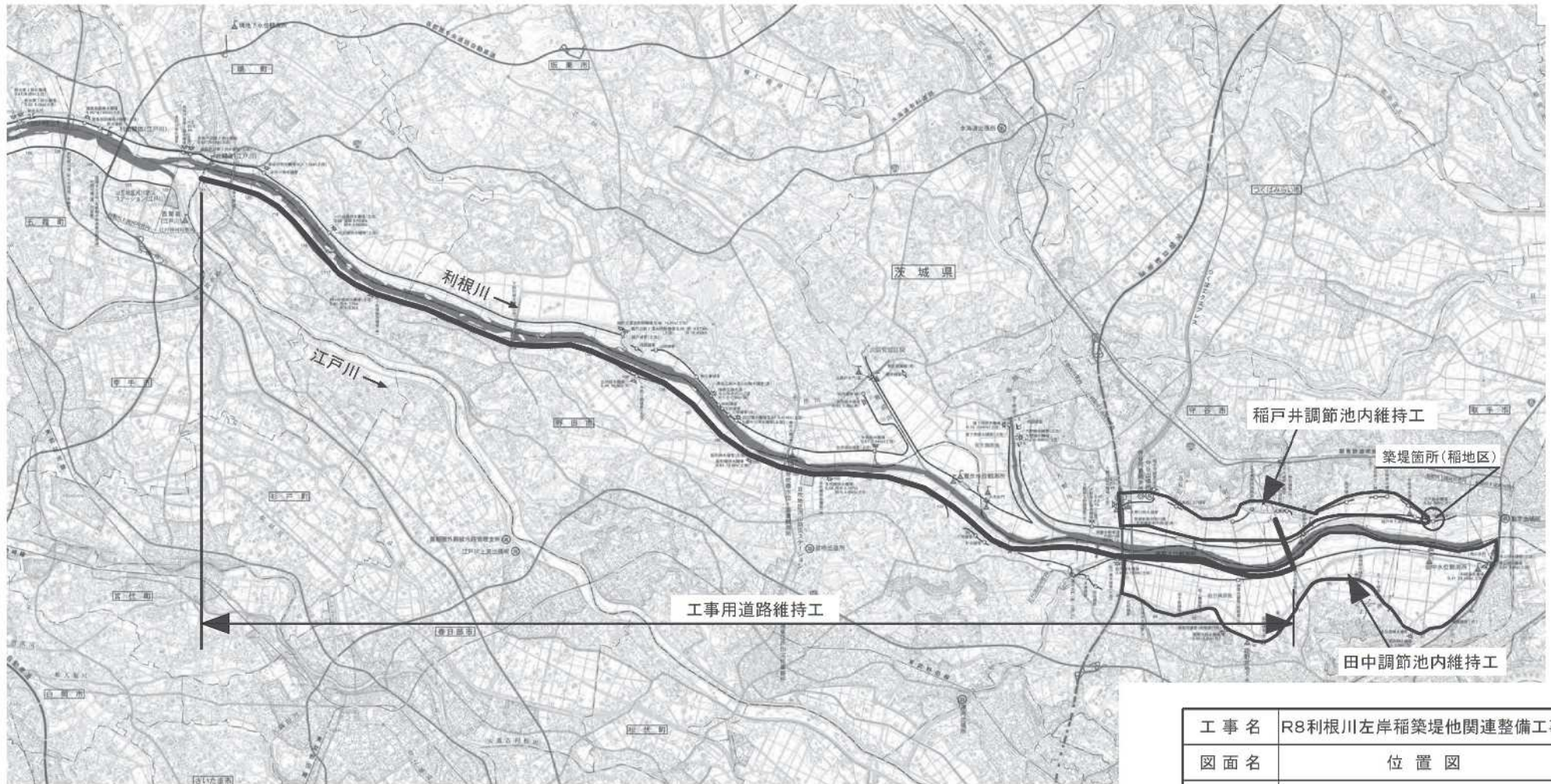
【凡 例】

■ : 出水期 ■ : 年末年始 ■ : 実施工程 ■ : 別途工事

※ 本工程表の数量は、四捨五入等の関係から数量総括表の数量とは若干異なります。

位置図

S=1:100,000



工 事 名		R8利根川左岸稲築堤他関連整備工事							
図 面 名		位 置 図							
作成年月日		令和 8 年 4 月 日							
縮 尺		図 示		図面番号		1 / 3			
会社名		日本工営株式会社 三井共同建設コンサルタント株式会社							
所長		副所長		課長		建設部長		設計	
事務所名		国土交通省 利根川上流河川事務所							

平面图 S=1:300
(稻地区)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 6 利根川左岸稲葉堤別荘建設備工事		
図面名	平面図		
作成年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	1:300	図面番号	2 / 3
会社名	日本工営株式会社 豊井共同建設コンサルタンツ株式会社		
事務所名	関東地方整備局 利根川に渡り川事務所		

17NO. 24
Ques. 42
Pues. 4, 977

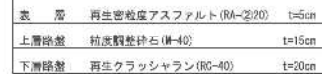


Figure 1: Cross-section diagram of a road structure. The diagram shows a vertical cross-section of a road with various layers and materials. The total width at the top is 170 units, with a 120-unit section on the left and a 50-unit section on the right. The total width at the bottom is 220 units, with a 170-unit section on the left and a 50-unit section on the right. The layers from top to bottom are: 1. Top layer (120x120x800 blocks) with a height of 120 units. 2. A layer with a height of 50 units. 3. A layer with a height of 100 units. 4. A layer with a height of 100 units, containing a pattern of circles representing aggregate. 5. A bottom layer with a height of 100 units. The material for the bottom layer is labeled '再生クラッシュラン (RC-40)'. The material for the layer above it is labeled '均しコンクリート (CA=18%/mm2以上)'. The material for the top layer is labeled '敷モルタル 1:3'.

工事名	R 8 利根川左岸緑地堤岸関連整備工事		
図面名	標準断面		
作成年月日	令和 8 年 4 月 日		
総 尺	表示	図面番号	3 / 3
会社名	日本工業株式会社 三井物産株式会社グループ株式会社		
事務所名	関東地方整備局 利根川上流河川事務所		